

役場本庁まで出向かなくても各支所で申告できるようになりました。ぜひご利用ください。



● 赤池支所 ☎ 28-2004

期間 **2月25日(日)、26日(火)、27日(水)**
時間 午前8時30分～12時・午後1時～5時
会場 地域住民係 横

※ 赤池支所での申告期間は3日間です。申告会場は1階(玄関入って左側奥)です。なお、臨時会場に行けない場合は、例年どおり本庁でも申告ができます。

今年も昨年同様に臨時会場を赤池支所と方城支所に下記の日程で設置します。税務関係職員が出張して申告の受付・相談を行いますので、お近くにお住まいのかたは、ぜひご利用ください。なお、所得のない人の申告は、臨時開設期間以外でも支所で受付できます。

● 方城支所 ☎ 22-0520

期間 **2月28日(木)、3月1日(金)、3月4日(日)**
時間 午前8時30分～12時・午後1時～5時
会場 地域住民係 横

※ 方城支所での申告期間は3日間です。申告会場は1階(玄関入って左側)です。なお、臨時会場に行けない場合は、例年どおり本庁でも申告ができます。

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等については、新たに介護医療保険等に係る支払保険料について所得から控除されます。ただし、適用限度額は28,000円です。

● 平成24年1月1日以後に締結した「新契約」に係る控除

一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料が適用する「新契約」に係る生命保険料控除。それぞれの控除額は28,000円で、合計控除額は最大70,000円です。

【① 新契約に係る控除】

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の金額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2 + 6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4 + 14,000円
56,000円超	28,000円

● 平成23年12月31日以前に締結した「旧契約」に係る控除

一般生命保険料、個人年金保険料が適用する「旧契約」に係る生命保険料控除。それぞれの控除額は35,000円で、合計控除額は最大70,000円です。

【② 旧契約に係る控除】

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の金額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2 + 7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4 + 17,500円
70,000円超	35,000円

※ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれ①②で計算した金額の合計額(上限28,000円)になります。

※ 申告についてご不明な点がある際は国税庁ホームページをご覧ください(<http://www.nta.go.jp/index.htm>)。
※ 2月18日(日)～3月15日(金)の間の「たがわ情報センター」で申告される人は、昨年と受付開始日が異なりますので、ご注意ください。
※ 青色申告や住宅ローン控除を初めて適用する人など、役場で受け付けできないこともあります。ご了承ください。
※ 昨年、農業所得の申告をされた人は、申告書の控えと収支内訳書の控えをご持参ください。
※ 医療費控除の明細書は、事前に記入してください。申告会場で記入すると時間がかかります。

税源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除(経過措置)のほかに、新たに平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅借入金所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の住民税から控除する制度が創設されました。

● 住民税からの住宅ローン控除の対象者

- ▶ 平成21年から平成25年までに入居の人の①②のいずれか小さい額が住民税所得割から控除されます。
 - ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
 - ② 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額(上限97,500円)
- ▶ 平成11年から平成18年までに入居した人
地方税法改正により、確定申告書の添付書類や給与支払報告書(源泉徴収票)の摘要欄が整備され、「平成〇年度分市・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が、原則不要となりました。

● 住民税の住宅ローン控除の対象とならない主な場合

- 次のいずれかに該当する場合は対象となりません。
 - ① 平成19年および平成20年に入居した
 - ② 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる
 - ③ 住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない
 - ④ 所得減少や他の控除により翌年度の住民税がかからないなど

● 手続き・確認事項について

- ▶ 平成24年に入居された人は、「入居初年分」として所得税の確定申告書を田川税務署(2月18日(日)～3月15日(金)の間は「たがわ情報センター」)へ提出してください。
- ▶ それ以外で、住民税からの住宅ローン控除の適用がある人については、原則「町・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要です。ただし、源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日などが記載されているかをご確認ください。
※ 記載が無い場合は、住民税からの控除を受けることができません。

平成23年度の税制改正で寄附金控除が拡充されました。昨年度から2千円以上の寄附で控除の対象となります。

住民税において、一定の限度まで所得税とあわせて控除されます。



● 寄附金控除の対象となる団体

- ① 指定寄附金(所得税法に基づき財務大臣が指定した寄附金)
- ② 独立行政法人に対する寄附金
- ③ 地方独立行政法人に対する寄附金
- ④ 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金
- ⑤ 公益社団・財団法人に対する寄附金(所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む)
- ⑥ 学校法人に対する寄附金(学校の入学に関する寄附金は対象となりません)
- ⑦ 社会福祉法人に対する寄附金

- ⑧ 更生保護法人に対する寄附金
- ⑨ 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ⑩ 認定NPO法人に対する寄附金(当該法人が行う特定非営利活動にかかる事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益がおよぶと認められるものを除く)

● 寄附金控除の対象

2千円以上の寄附が控除の対象になります。
※ 申告の際には必ず寄附金の領収書が必要になります。お忘れのないようご注意ください。

● 手続きの方法

- 平成24年中に寄附を行ったかたは、次の手続きが必要です。
 - ① 確定申告をするかた
確定申告書に寄附金の領収書を添付して田川税務署(2月18日(日)～3月15日(金)の間は「たがわ情報センター」)または、福智町役場本庁(2月18日(日)～3月15日(金)の間)、で申告を行ってください。
 - ② 確定申告の必要がないかた
町県民税の寄附金税額控除申告書の提出が必要となりますので、申告書に寄附金の領収書を添えて3月15日(金)までに福智町役場税務課へ提出してください。